

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」の変更について

電気事業法の一部改正および当社の会社分割によるホールディングカンパニー制移行等にもとない「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」（以下「契約要綱」といいます。）を、平成 28 年 4 月 1 日以降変更いたします。つきましては、契約要綱の変更概要を下記のとおりお知らせいたします。

記

○変更概要

契約要綱の解説を取り込んだほか、主に以下の点について変更しております。

<離島以外>

- ・ 受給契約の契約者が東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東京電力エナジーパートナー」といいます。）に変更となります（連系に関する事項は、東京電力パワーグリッド株式会社〔以下「東京電力パワーグリッド」といいます。〕等の一般送配電事業者が別に定める「託送供給等約款」「自家発電設備等の低圧電線路との連系に関する契約要綱」等の規定にもとづくものとしします）。
- ・ 東京電力エナジーパートナーが、東京電力パワーグリッド等の一般送配電事業者から電力受給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、請求を受けた金額に相当する金額を発電者から申し受けるものとしします。
- ・ 東京電力エナジーパートナーは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）その他の関係法令等にもとづく出力抑制時の補償について、発電者のお求めに応じ、東京電力パワーグリッド等の一般送配電事業者に請求し、補償を受けた場合は、当該補償相当額を支払うものとしします。
- ・ 東京電力エナジーパートナーは、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等の改正等により、新たに特定契約の締結義務を負う者に、契約上の地位等を譲渡することがあります。

<離島>

- ・ 受給契約の契約者が東京電力パワーグリッドに変更となります。